

所得税法の一部改正（平成28年3月31日法律第15号〔第1条〕 平成29年1月1日から施行）

法律

公布日 平成28年03月31日 | 施行日 平成29年01月01日

五 消費税法の一部改正関係

4 適格請求書等保存方式を次のとおり導入することとした。

(一) 適格請求書発行事業者登録制度(消費税法第九条及び第五七条の二関係)

- (1) 免税事業者以外の事業者であって、左記(二)(1)の適格請求書を交付しようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出して税務署長の登録を受けることができる。
- (2) 税務署長は、右記(1)の登録を受けた事業者(以下「適格請求書発行事業者」という。)の氏名又は名称及び登録番号等の一定の事項を登録後速やかに公表しなければならない。
- (3) 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該登録は、その効力を失う。
- (4) 適格請求書発行事業者については、小規模事業者の納稅義務の免除の特例を適用しない。

(二) 適格請求書発行事業者の義務等(消費税法第五七条の四関係)

- (1) 適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合において、他の事業者(免税事業者を除く。)から求められたときは、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類(以下「適格請求書」という。)を交付しなければならない。ただし、事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な課税資産の譲渡等として一定のものを行う場合は、この限りでない。

イ 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

ロ 課税資産の譲渡等を行った年月日

ハ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨)

ニ 課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額及び適用税率

ホ 消費税額等

ヘ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(三) 仕入税額控除の要件等の見直し(消費税法第三〇条関係)

- (1) 適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書又は適格簡易請求書の記載事項を基礎として計算した消費税額等を、課税仕入れに係る消費税額として仕入税額控除の対象とする。

- (2) 一定の帳簿及び次に掲げるものの保存を課税仕入れに係る仕入税額控除の要件とする。

イ 適格請求書

ロ 適格簡易請求書

ハ 適格請求書の記載事項に係る電磁的記録

ニ 事業者が課税仕入れについて作成する仕入明細書等の書類で、適格請求書の記載事項が記載されているもの(適格請求書発行事業者の確認を受けたものに限る。)

ホ 媒介又は取次ぎに係る業務を行う者から交付を受ける一定の書類

- (3) 課税仕入れが軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、帳簿に記載すべき事項として「軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨」を加える。

(四) 課税資産の譲渡等に係る税額の計算方法(消費税法第四三条及び第四五条関係)

- (1) 課税標準額に対する消費税額は、税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額にそれぞれ税率を乗じて計算する。

- (2) 適格請求書発行事業者が、課税資産の譲渡等につき交付した適格請求書又は適格簡易請求書の写しを保存している場合(適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を保存している場合を含む。)には、当該適格請求書に記載した消費税額等を基礎として一定の計算をした金額を、当該課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額とすることができる。

第五条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

〔小規模事業者に係る納税義務の免除〕

第九条 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が千万円以下である者（適格請求書発行事業者を除く。）については、第五条第一項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

〔仕入れに係る消費税額の控除〕

第三十条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条及び第三十二条から第三十六条までにおいて同じ。）若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額（以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。）

から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る適格請求書（第五十七条の四第一項に規定する適格請求書をいう。第九項において同じ。）又は適格簡易請求書（第五十七条の四第二項に規定する適格簡易請求書をいう。第九項において同じ。）の記載事項を基礎として計算した金額その他の政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この章において同じ。）、当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る消費税額（当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び当該課税仕入れに係る課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）につき課された又は課されるべき消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。）の合計額を控除する。

議案名「所得税法等の一部を改正する法律案」の審議経過情報

項目	内容
議案種類	閣法
議案提出回次	190
議案番号	16
議案件名	所得税法等の一部を改正する法律案
議案提出者	内閣
衆議院予備審査議案受理年月日	
衆議院予備付託年月日／衆議院予備付託委員会	/
衆議院議案受理年月日	平成28年 2月 5日
衆議院付託年月日／衆議院付託委員会	平成28年 2月16日／財務金融
衆議院審査終了年月日／衆議院審査結果	平成28年 3月 1日／可決
衆議院審議終了年月日／衆議院審議結果	平成28年 3月 1日／可決
衆議院審議時会派態度	多数
衆議院審議時賛成会派	自由民主党；公明党
衆議院審議時反対会派	民主・維新・無所属クラブ；日本共産党；おおさか維新の会；改革結集の会；生活の党と山本太郎となかまたち；社会民主党・市民連合
参議院予備審査議案受理年月日	平成28年 2月 5日
参議院予備付託年月日／参議院予備付託委員会	/
参議院議案受理年月日	平成28年 3月 1日
参議院付託年月日／参議院付託委員会	平成28年 3月 9日／財政金融
参議院審査終了年月日／参議院審査結果	平成28年 3月29日／可決
参議院審議終了年月日／参議院審議結果	平成28年 3月29日／可決
公布年月日／法律番号	平成28年 3月31日／15



参議院

第190回国会
2016年 3月 29日
投票結果

本会議投票結果

案件名：

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

投票総数 239

賛成票 140

反対票 99

自由民主党(116名)

賛成票 116 反対票 0

公明党(20名)

賛成票 20 反対票 0

新党改革・無所属の会(2名)

賛成票 2 反対票 0

民主党・新緑風会(59名)

賛成票 0 反対票 58

日本共産党(11名)

賛成票 0 反対票 10

おおさか維新の会(7名)

賛成票 0 反対票 7

維新の党(5名)

賛成票 0 反対票 5

日本のこころを大切にする党(4名)

賛成票 0 反対票 4

日本を元気にする会・無所属会(4名)

賛成票 0 反対票 4

社会民主党・護憲連合(3名)

賛成票 0 反対票 3

生活の党と山本太郎となかまたち(3名)

賛成票 0 反対票 3

無所属クラブ(2名)

賛成票 1 反対票 1

各派に属しない議員(6名)

賛成票 1 反対票 4